

北上地区消防組合消防本部訓令第3号

消防機関

平成24年4月27日

北上地区消防組合消防本部
消防長 高橋 修

北上地区消防組合応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部を改正する訓令

北上地区消防組合応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成6年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>1 目的</p> <p>この要綱は、北上地区消防組合救急業務取扱規程第29条に基づき、住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の標準的な実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。</p> <p>2 普及啓発活動の計画的推進</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行</p>	<p>1 目的</p> <p>この要綱は、北上地区消防組合救急業務取扱規程第30条に基づき、住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。</p> <p>2 普及啓発活動の計画的推進</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）<u>、小学校、中学校若しくは高等学校（以下「学校」という。）</u>又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主と</p>

う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

(3) [略]

3 応急手当の普及項目

住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む。）の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

4 住民に対する普及講習の種類

住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2及び別表2のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目
普通救命講習 (I・II)	<u>心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法</u> <u>対象者によっては、小児、乳児、新生児</u> <u>に対する心肺蘇生法を加える</u>
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児） 、大出血時の止血法、傷病者管理法、 外傷の手当、搬送法

して当該事業所の従業員、学校の児童、生徒又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

(3) [略]

3 応急手当の普及項目

住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

4 住民に対する普及講習の種類

(1) 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目
普通救命講習	I <u>心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法</u>
	II <u>心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法</u> <u>（注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。</u>
	III <u>心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法</u>

5 修了証の交付

- (1) 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式 1、別記様式 1 の 2 又は別記様式 3 に定める修了証を交付するものとする。
- (2) 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式 2 又は別記様式 2 の 2 に定める修了証を交付することができるものとする。
- (3) [略]

上級救命講習

心肺蘇生法(成人、小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

- (2) 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及び A E D の取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表 3 のとおりとする。
- (3) 住民に対するその他の応急手当講習「一般救命講習」の講習時間は 3 時間未満を基本とし、講習内容は受講申請者の希望を考慮した内容とする。

5 修了証等の交付等

- (1) 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式 1、別記様式 1 の 2、別記様式 1 の 3 又は別記様式 3 に定める修了証を交付するものとする。
- (2) 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式 2、別記様式 2 の 2 又は別記様式 2 の 3 に定める修了証を交付することができるものとする。
- (3) [略]
- (4) 消防長は、応急手当指導員又は応急手当普及員（申請があった場合）が指導する救命入門コースに参加した者に対

6 応急手当指導員の認定等

(1) [略]

(2) 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

I 次のア又はイに該当する者で別表3に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア [略]

イ [略]

II 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表4に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

III 応急手当普及員の資格を有する者で別表5に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

IV [略]

9 応急手当指導員の認定証の交付

消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様

し、別記様式4に定める参加証を交付することができるものとする。

6 応急手当指導員の認定等

(1) [略]

(2) 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する者で別表4に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。ただし、(ア)に該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

(ア) [略]

(イ) [略]

イ 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表5に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

ウ 応急手当普及員の資格を有する者で別表6に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

エ [略]

9 応急手当指導員の認定証の交付

消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様

式4の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式5の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

10 応急手当指導員の資格の有効期限

応急手当指導員の認定（前掲6(2)IVに定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から3年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年）で失効するものとする。ただし、失効前に別表6に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

11 応急手当普及員の認定等

(1) [略]

(2) 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

I 別表7に定める応急手当普及員講習Iを修了した者

II 次のアからウのいずれかに該当する者で別表8に定める応急手当普及員講習IIを修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習IIを免除することができる。

ア [略]

式5の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式6の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

10 応急手当指導員の資格の有効期限

応急手当指導員の認定（前掲6(2)エに定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から3年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年）で失効するものとする。ただし、失効前に別表7に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

11 応急手当普及員の認定等

(1) [略]

(2) 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

ア 別表8に定める応急手当普及員講習Iを修了した者

イ 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者で別表9に定める応急手当普及員講習IIを修了した者。ただし、(ア)又は(イ)に該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習IIを免除することができる。

(ア) [略]

イ [略]

ウ [略]

Ⅲ [略]

13 応急手当普及員の認定証の交付

消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式6の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式7の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

14 応急手当普及員の資格の有効期限

応急手当普及員の認定（前掲11(2)Ⅲに定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表9に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(イ) [略]

(ウ) [略]

ウ [略]

13 応急手当普及員の認定証の交付

消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式7の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式8の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

14 応急手当普及員の資格の有効期限

応急手当普及員の認定（前掲11(2)ウに定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表10に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

15 学校応急手当普及員の認定等

(1) 学校応急手当普及員は、学校において児童、生徒に対し心肺蘇生法の指導を行うものとする。

(2) 学校応急手当普及員については、学校の教員及び職員で別表11に定める学校応急手当普及員講習を修了した者について消防長が認定する。

16 学校応急手当普及員の養成

(1) 学校応急手当普及員の養成は、消防本部が行うものとする。

15 認定の取り消し

消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

16 応急手当指導員等の責務

(1)～(3) [略]

(2) 学校応急手当普及員講習の講師については、努めて救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものをあてるものとする。

17 学校応急手当普及員の認定証の交付

消防長は、学校応急手当普及員講習を修了した者について別記様式9の学校応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式10の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合にも同様とする。

18 学校応急手当普及員の資格の有効期限

応急手当普及員の認定については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表12に定める学校応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

19 認定の取り消し

消防長は、応急手当指導員、応急手当普及員及び学校応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

20 応急手当指導員等の責務

(1)～(3) [略]

(4) 消防長は、学校における児童、生徒に対して応急手当の講習を行う場合に、学校応急手当普及員に対し講習内容、

17 普及啓発用資機材の整備

消防長は、当該市町村の実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

18 [略]

19 [略]

別表1 普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、 <u>30名程度</u> とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は <u>10名以内</u> とすることが望ましい。

講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

21 普及啓発用資機材の整備

消防長は、地域の実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

22 [略]

23 [略]

別表1 普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 <u>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</u>
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、 <u>40名程度</u> とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は <u>20名以内</u> とすることが望ましい。

5 学校における児童、生徒に対しての講習は、
開催する学校に勤務する学校応急手当普及員と
協力することが望ましい。

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む)等	15
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法 基本的心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
		口対口人工呼吸法
		胸骨圧迫要領
		シナリオに対応した心肺蘇生法
	AEDの使用方法	AEDの使用法(ビデオ等)
		指導者による使用法の呈示
		165

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法 基本的心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		口対口人工呼吸法
		シナリオに対応した心肺蘇生法
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)
		指導者による使用法の呈示
		AEDの実技要領
		165

		A E Dの実技要領
	異物除去法	異物除去要領
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認
	止血法	直接圧迫止血法
合計時間		180

別表1の2 普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器(A E D)について理解し、正しく使用できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、<u>30名程度</u>とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して、受講者は<u>10名以内</u>とすることが望ましい。</p>

	異物除去法	異物除去要領
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認
	止血法	直接圧迫止血法
合計時間		180

備考	<p>1 <u>2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</u></p> <p>2 <u>e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</u></p>
----	---

別表1の2 普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器(A E D)について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 <u>異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</u></p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、<u>40名程度</u>とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p>

4 指導者1名に対して、受講者は20名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む)等	15
救命に必要な応急手当 (成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報、気道確保要領	165
			口対口人工呼吸法	
			胸骨圧迫要領	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用方法	AEDの使用 方法(ビデオ等)		
		指導者による 使用法の呈示		
		AEDの実技要		

項目			細目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当 (成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
	AEDの使用方法	AEDの使用 方法(ビデオ等)		
		指導者による 使用法の呈示		
		AEDの実技要		

		領	
	異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法	直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)	知識の確認	60
	心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価	
合計時間			

		領	
	異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法	直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)	知識の確認	60
	心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価	
合計時間			

備考	<p>1 普通救命講習Ⅱは、業務内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p>
----	--

備考	<p>1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。</p> <p>2 <u>普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</u></p> <p>3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>4 <u>e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</u></p>
----	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表 1 の 2 の次に次の 1 表を加える。

別表 1 の 3 普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、40名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は20名以内とすることが望ましい。

項 目	細 目	時間(分)		
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15		
救命に必要な応急手当(主に小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法	基本的心肺	反応の確認、通報	165
		蘇生法(実	胸骨圧迫要領	
		技)	気道確保要領	
			口対口(口鼻)人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用	AEDの使用	AEDの使用法(ビデオ等)	
		用法	指導者による使用法の呈示	
		AEDの実技要領		

	異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法	直接圧迫止血法	
合計時間			180

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
	2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

改正前		改正後	
別表2	上級救命講習	別表2	上級救命講習
1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。</p>	1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。</p> <p>4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して、受講者は10名以内とす</p>	2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、40名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して、受講者は10名以内とす</p>

ることが望ましい。

ることが望ましい。

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・ 必要性(突然死を防 ぐための迅速な通 報等の必要性を含 む)等	15
救命に必 要な応急 手当	心肺蘇生 法 基本的心 肺蘇生法 (実技)	反応の確認、通 報、気道確保要領
		口対口人工呼吸法
		胸骨圧迫要領
		シナリオに対応 した心肺蘇生法
	A E D の 使用法	A E D の使用方法 (ビデオ等)
		指導者による使用 法の呈示
		A E D の実技要領
異物除去	異物除去要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果 確認	
		285

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・ 必要性(心停止の予 防等を含む)等	15
救命に必 要な応急 手当 (成人、 小児、乳 児、新生 児に対す る方法)	心肺蘇生 法 基本的心 蘇生法(実 技)	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		気道確保要領
		口対口人工呼吸法
	A E D の 使用法	シナリオに対応し た心肺蘇生法
		A E D の使用方法 (ビデオ等)
		指導者による使用 法の呈示
		A E D の実技要領
	異物除去	異物除去要領
	効果確認	心肺蘇生法の効果 確認
止血法	直接圧迫止血法	
心肺蘇生法に関する知	知識の確認	
		285

	止血法	直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)	知識の確認	60
	心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価	
その他の 応急手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	120
		保温法	
		体位管理	
	外傷の手当要領	包帯法	
		副子固定法	
		熱傷の手当	
		その他の手当	
	搬送法	搬送の方法	
		担架搬送法	
		応急担架作成法	
合計時間			480

備考

1 上級救命講習は、業務内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とし、この場合2年から3年間隔で定期的な再講習行うこと。

2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目

	知識の確認(筆記試験)		60
	心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価	
その他の 応急手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	120
		保温法	
		体位管理	
	外傷の手当要領	包帯法	
		副子固定法	
		熱傷の手当	
		その他の手当	
	搬送法	搬送の方法	
		担架搬送法	
		応急担架作成法	
合計時間			480

備考

1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とし、この場合、2年から3年間隔で定期的な再講習を行うこと。

2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目

<p>安とすること。</p>	<p>安とすること。</p> <p>3 <u>e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表2の次に次の1表を加える。

別表3 救命入門コース

1 到達目標	<p>1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器(AED)を使用できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>3 指導者1名に対して、受講者は20名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）		反応の確認、通報
				胸骨圧迫要領
				気道確保要領（呈示又は体験）
				口対口人工呼吸要領（呈示又は体験）
		シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで		

	A E D の使 用法	A E D の使用方法(口頭又はビデオ等)
		指導者による使用法の呈示
		A E D の実技要領

備 考	普及時間を分割した講習を可能とする。
-----	--------------------

改正前	改正後
<u>別表 3</u> [略]	<u>別表 4</u> [略]
<u>別表 4</u> [略]	<u>別表 5</u> [略]
<u>別表 5</u> [略]	<u>別表 6</u> [略]
<u>別表 6</u> [略]	<u>別表 7</u> [略]
<u>別表 7</u> [略]	<u>別表 8</u> [略]
<u>別表 8</u> [略]	<u>別表 9</u> [略]
<u>別表 9</u> [略]	<u>別表 10</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表10の次に次の2表を加える。

別表11 学校応急手当普及員講習

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	20	180
	心肺蘇生法の基礎実技及び指導技法	160	
指導要領	心肺蘇生法の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技 試験）を含む〕	60	
合計時間		240	

（注）

- ・「基礎知識（講義）」とは、学校応急手当普及員認定制度、心肺蘇生法の重要性、心肺蘇生法の対象者等に関する知識を意味する。

別表12 学校応急手当普及員再講習

項 目		時間(分)
心肺蘇生法の基礎実技及び指導技法		180
合計時間		180
備 考	本講習は、心肺蘇生法指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。	

別記様式1の2の次に次の1様式を加える。

別記様式1の3 普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普通救命講習修了証 第 号

氏 名

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。

年 月 日

北上地区消防組合
消防本部 消防長 印

普通救命講習修了証

北上地区消防組合消防本部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年
間隔で定期的に講習を受けてください。）

・	・	・	受講	印	・	・	・	受講	印
---	---	---	----	---	---	---	---	----	---

認定証の大きさは縦54mm 横86mm とする。

別記様式2の2の次に次の1様式を加える。

別記様式2の3 応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普通救命講習修了証 第 号

氏 名

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。

年 月 日

北上地区消防組合

消防本部 消防長 印

講習指導担当者

応急手当普及員 印

普通救命講習修了証

北上地区消防組合消防本部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）

・	・	・	受講	印	・	・	・	受講	印
---	---	---	----	---	---	---	---	----	---

認定証の大きさは縦54mm 横86mm とする。

別記様式 3 の次に次の 1 様式を加える。

別記様式 4 救命入門コースの参加証様式

<p style="text-align: center;">救命入門コース参加証</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">※ 次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！</p> <p style="text-align: right;">北上地区消防組合消防本部</p>

認定証の大きさは縦55mm 横91mm とする。

改正前	改正後
<u>別記様式 4</u> [略] <u>別記様式 5</u> [略] <u>別記様式 6</u> [略] <u>別記様式 7</u> [略]	<u>別記様式 5</u> [略] <u>別記様式 6</u> [略] <u>別記様式 7</u> [略] <u>別記様式 8</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別記様式 8 の次に次の 2 様式を加える。

別記様式 9 学校応急手当普及員名簿

番号	氏名	性別	生年月日	認定証交付年月日	再講習年月日	再講習年月日	備考

1 この名簿は、学校応急手当普及員を認定する都度記載すること。

2 「備考」欄は、学校名等を記載すること。

別記様式10 学校応急手当普及員認定証の様式

学校応急手当普及員認定証			第	号
氏 名				
生年月日		年	月	日
上記の者は、学校応急手当普及員講習を修了し、救命 技能を有することを認定します。				
年		月	日	
北上地区消防組合				
消防本部			消防長	印
本証は、発行日から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。				

--	--	--	--	--

学校応急手当普及員認定証

北上地区消防組合消防本部

再講習受講の記録

・	・	・	受講	印	・	・	・	受講	印
---	---	---	----	---	---	---	---	----	---

認定証の大きさは縦55mm 横91mm とする。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。